

知らなきゃ損する! わかりやすい相続対策

三井生命保険(株) 茨城支社 法人推進部長 岩田 竜也

本稿は2月19日に茨城県保険協会が開催した経営セミナーの「ワーキングランチ」コーナーで筆者が話題提供した内容である。

【平成27年度税制改正】

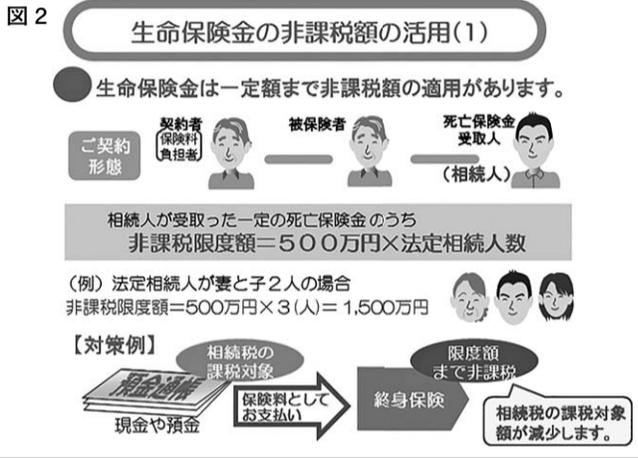
法定相続人が3人の場合、改正前の基礎控除は8,000万円でしたが、改正後はわずか4,800万円となり、この金額を超えると相続税の申告が必要になってしまいます。ですから改正後は従来よりも多くの方が相続税を負担するようになりました(図1)。



【生命保険の非課税額の活用】

生命保険金もみなし相続財産として相続税の課税対象になるのですが、生命保険金には一定の非課税額があります。これを受けられるご契約形態はご契約者(保険料負担者)と被保険者が同じ方で死亡保険金受取人が相続人の場合です。

このような契約形態の場合は、相続人が受け取った死亡保険金のうち、500万円×法定相続人数までの金額が非課税とされます(図2)。



例えば、課税価額の合計額が1億円、法定相続人が子2人の方の場合で、この方が亡くなられたとき、生命保険に未加入であった場合、①相続税額は770万円です。

ところが、1億円のうち、②非課税限度額1,000万円の生命保険に加入していた場合の相続税額は③620万円です。

したがって④150万円、相続税額を引き下げることができました(図3)。



【生前贈与資金の効果的な活用】

ケース1は法定相続人が子2人で、課税価格が1億円、というケースです(図4)。そのままの状態相続が発生した場合、①相続税は770万円となります。

では、この方が、子2人に対し、年間100万円の贈与を10年間行なったとするとどうなるでしょうか? まず課税価格ですが、毎年2人の子に100万円ずつ贈与するので、年間200万円。10年間で2,000万円の財産が移転できますから、課税価格は10年後に8,000万円に減少します。②相続税は470万円となり、差額は300万円となります。これが「生前贈与の効果」です。

ケース2は課税価格3億円のケースです(図5)。まず、生前贈与対策をしなかった場合の①相続税は6,920万円です。一方、先ほどと同様に、子2人に対し、年間100万円の贈与を10年間行なったとすると、課税価格は2,800万円に減りますので、②相続税は6,120万円となります。この生前贈与によって、800万円の相続税を減らすことができました。

このように課税価格が大きい場合の方が、生前贈与の効果は大きくなります。

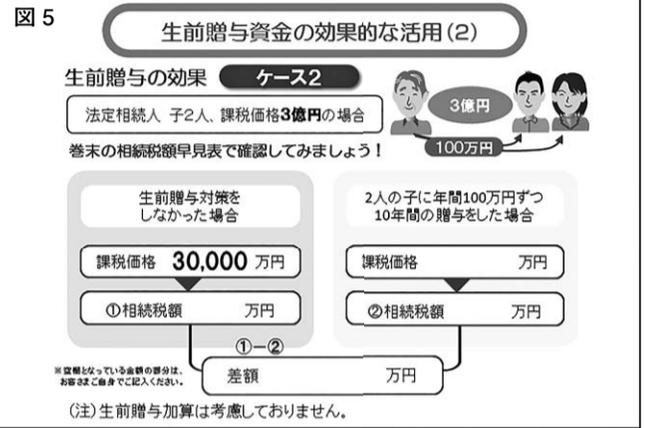
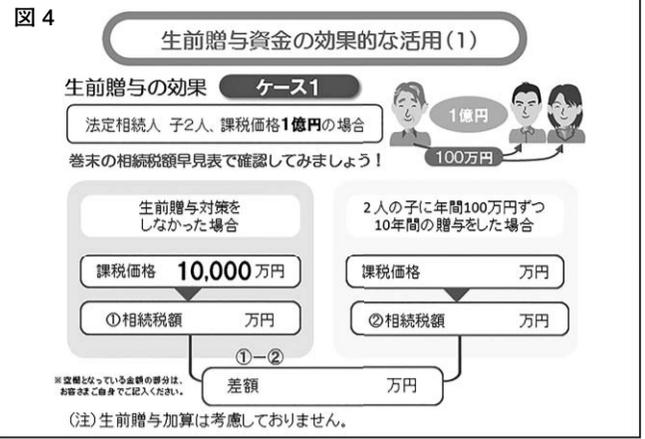
【正しい贈与】(図6)

①毎年贈与契約書を作成し双方で保管しましょう。「贈与」は契約であるため、あげた方が「あげました」もらった方が「もらいました」という認識が無ければ、贈与したことにはなりません。お互いに贈与したことを認識していることの証明になります。

②できれば110万円を超える贈与をし、贈与税の申告を行ないます。これにより、税務署に「贈与があったこと」を認識してもらうことにもなります。

③贈与は贈与者の口座から受贈者の口座に振り込み贈与した形跡を残しましょう。贈与があった事実がきちんと残ります。

④そして、受贈者の口座の通帳、印鑑は必ず受贈者自身が保管しましょう。このような点に注意していただければ、きちんと贈与した事実がわかります。



【生命保険を活用した費消抑制対策】(図7)

贈与を受けた子どもさん達が無駄遣いするのを防ぎ、同時に効果的な納税対策ができるよう生命保険を活用します。贈与された資金を使って、子が契約者と死亡保険金受取人、被保険者を父とする終身保険に加入します。

【対策の効果】

①生前贈与により相続税の課税対象額が減少し、相続税の負担が軽減されます。

②死亡保険金は、葬儀費用や相続税の納税資金に活用できます。またこの保険金は、相続税の課税対象にならないというメリットがあります。

③死亡保険金は受取人の所得税(一時所得)の課税対象となるのです。一時所得は受け取った死亡保険金から、支払った保険料を必要経費として差し引き、さらに50万円の特別控除を差し引いた残りの1/2が総合課税となります。終身保険は、保険料も高額になりますので、課税対象が小さくなるか、または課税対象額が生じない場合もあります。

④死亡保険金は受取人の所得税(一時所得)の課税対象となるのです。一時所得は受け取った死亡保険金から、支払った保険料を必要経費として差し引き、さらに50万円の特別控除を差し引いた残りの1/2が総合課税となります。終身保険は、保険料も高額になりますので、課税対象が小さくなるか、または課税対象額が生じない場合もあります。

